

# 令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年1月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年同期			対前年		業種割合	令和5年未確定値		
	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		11 (10)	11 (10)		11 (7)	11 (7)		-	100.0	3	280	283
製造業					3 (2)	3 (2)	-3	-100.0			41	41
食料品								-			14	14
木材木製品								-				
窯業・土石								-			4	4
鉄鋼業					2 (2)	2 (2)	-2	-100.0			7	7
金属・機械					1	1	-1	-100.0			4	4
輸送用機械								-			3	3
その他の製造業								-			9	9
鉱業・土石採取業								-				
建設業		1 (1)	1 (1)				1	-	9.1		33	33
土木工事業		1 (1)	1 (1)				1	-	9.1		5	5
建築工事業								-			15	15
木造建築業								-			9	9
その他の建設業								-			4	4
道路貨物運送業		1	1				1	-	9.1		15	15
その他の運輸業		1 (1)	1 (1)		2 (2)	2 (2)	-1	-50.0	9.1		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業								-			1	1
林業								-			2	2
漁業								-				
卸売・小売業		2 (2)	2 (2)		1	1	1	100.0	18.2		37	37
社会福祉施設					3 (2)	3 (2)	-3	-100.0			41	41
旅館業								-			6	6
清掃業		1 (1)	1 (1)				1	-	9.1	2	16	18
上記以外の事業		5 (5)	5 (5)		2 (1)	2 (1)	3	150.0	45.5	1	82	83

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[ ]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。  
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

○ 「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。(令和5年12月1日から令和6年3月31日まで)  
特に転倒災害防止対策について積極的な取り組みをお願いします

令和6年4月から、幅が1メートル以上の箇所、原則として本足場を使用することが義務付けられました。また、令和5年10月から足場の点検者の指名と点検記録への記名が義務となりました。

○ 令和5年10月から最大積載荷重が2トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。また、令和6年2月からテールゲートリフターによる荷役作業について、特別教育の実施が義務となりました。

○ 令和5年10月1日より石綿の有無の事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

北海道最低賃金は、令和5年10月1日から時間額960円に改訂されました。  
なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



室蘭労働基準監督署  
からのお知らせ



石綿総合情報  
ポータルサイト